

ワークステーションにおける障害者の職場体験の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第5条の趣旨を踏まえ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校に就学している障害者の卒業後の自立と就労を見据えた職場体験を行うことを目的として、総務企画局人事部総務事務センターワークステーションにおいて職場体験の場を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(職場体験の対象者)

第2条 職場体験の対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 特別支援学校に就学している者で、職場体験可能な健康状態にあるもの
- (2) 職場体験期間中に特別支援学校の教諭の指導が受けられる者

(職場体験の申込等)

第3条 ワークステーションにおける職場体験を希望する者は、職場体験申込書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）により総務企画局人事部総務事務センター担当課長宛てに申込みを行う。

- 2 特別支援学校は、生徒から職場体験を希望する旨の申出があった場合、就労意欲や本人の希望職種等を考慮し、ワークステーションにおける職場体験の利用が妥当かどうかを判断する。

(職場体験における業務内容及び期間)

第4条 職場体験における業務内容及び期間は、総務企画局人事部総務事務センター担当課長が定める。

(職場体験責任者)

第5条 職場体験の実施に当たっては、原則として実習生の属する特別支援学校の教諭が同行し、安全管理上の指示を行い、その責任を負う。ただし、ワークステーションにおいて業務支援担当者を指定し、又は配置できる場合はこの限りでない。

- 2 特別支援学校の教諭が同行する場合には、誓約書により情報管理等に関する誓約を行うものとする。

(業務における用具の貸与)

第6条 職場体験を行うに当たって必要となる用具については、ワークステーションにおいて貸与する。ただし、日常的に使用する文房具等は、原則として、実習生が持参するものとする。

- 2 貸与物の職場外への持ち出しは禁止とする。

(機密保持及び個人情報保護)

第7条 実習生は、職場体験を実施するワークステーションにおいて知り得た機密情報や個人情報等について、第三者に漏えいしてはならない。職場体験終了後においても同様とする。

(損害賠償)

第8条 実習生が本職場体験を行うに当たり、ワークステーションにおける設備、備品、用具等の物件を滅失し、若しくはき損し、又は第三者に損害を及ぼしたときは、特別支援学校は速やかに総務企画局人事部総務事務センター担当課長に対して報告することとし、その処置は、総務企画局人事部総務事務センター担当課長及び特別支援学校校長との協議により定める。

2 前項の損害がワークステーションの責めに帰すべき事由による場合を除き、実習生又は特別支援学校は、その賠償の責めを負う。

(業務上の災害等)

第9条 実習生に係る職場体験のための通勤途上又は業務上の災害については、ワークステーションは一切の負担を負わないものとする。

(その他)

第10条 市は、職場体験に係る報酬及び通勤費その他の手当を負担しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和6年11月1日)

この要綱は令和6年11月1日から施行する。

(第1号様式)

職場体験申込書

申込日 年 月 日

本人記入欄	ふりがな			生年月日	
	氏 名			年 月 日 (満 歳)	
	住 所 連絡先	〒 -	電話番号		
			最 寄 駅	線 駅	
	緊急時 連絡先	ふりがな 氏 名 (本人との続柄：)		電話番号	
	手帳有無	身体： 級 (障害名)		(通院等状況)	
		療育：A・B ()			
精神： 級 (障害名)					
職場体験するに当たり不安なこと					

特別支援学校記入欄	特別支援学校名		担当者	
	所在地		連絡先	
	必要な配慮 (作業内容、コミュニケーション、服薬等 作業面、医療面での配慮が必要となる場合は記入してください。)			
	障害特性及び性格等 (疾患名ではなく、特性や傾向等を記入してください。)			

※特別支援学校記入欄は、既存資料の写し添付にて省略可能

(第2号様式)

川崎市総務企画局人事部総務事務センター担当課長 様
川崎市 様

誓 約 書

私は、職場体験で業務を行うに当たり、次の事項を理解し、遵守いたします。

- 1 川崎市情報セキュリティ基準及び実施手順並びに関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- 2 業務上知り得た情報は、業務目的外に利用しないこと。また、業務上知り得た情報が第三者に流出しないよう、情報の保全に努めること。
- 3 職場体験終了後も、業務上知り得た情報を漏らさないこと。
- 4 職場体験に当たって使用する物品その他施設、設備等を故意又は過失により滅失し、又はき損した場合は、責任をもって賠償その他の責任を負うこと。
- 5 その他職場体験中における通勤費その他の費用については特別支援教育就学奨励費等から支出することについて了解していること。

年 月 日

氏名
